

福岡県公報

令和 5 年 10 月 24 日
第 442 号

目 次

告 示 (第666号 - 第672号)

○保安林の指定施業要件の変更に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) ……………	1
○保安林の指定施業要件の変更に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) ……………	2
○保安林の指定施業要件の変更に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) ……………	2
○道路の供用の開始 (道路維持課) ……………	3
○道路の区域の変更 (道路維持課) ……………	3
○道路の供用の開始 (道路維持課) ……………	3
○福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更 (会計管理局会計課) ……………	3
公 告	
○意見募集の結果の公示 (がん感染症疾病対策課) ……………	3
○意見募集の結果の公示 (がん感染症疾病対策課) ……………	4
○落札者等の公示 (教育庁社会教育課) ……………	4
○公共測量の終了 (県土整備総務課) ……………	4
○公共測量の終了 (県土整備総務課) ……………	4
○公共測量の終了 (県土整備総務課) ……………	5
○公共測量の終了 (県土整備総務課) ……………	5
○都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) ……………	5
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ……………	5
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ……………	5

○大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) ……………	6
○大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) ……………	6
○大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) ……………	7
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) ……………	7
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) ……………	7
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) ……………	8
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) ……………	8
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) ……………	9
○住宅確保要配慮者居住支援法人の指定 (住宅計画課) ……………	9
○福岡県県土整備部・建築都市部公共事業再評価検討委員会の開催 (企 画 課) ……………	9
○地域森林計画の案の縦覧 (農山漁村振興課) ……………	10
○地域森林計画の変更計画案の縦覧 (農山漁村振興課) ……………	10
○土地改良区の定款の変更の認可 (農村森林整備課) ……………	10

告 示

福岡県告示第666号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和 5 年 10 月 24 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 指定施業要件変更予定森林の所在場所
八女市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第667号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和5年10月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 指定施業要件変更予定森林の所在場所
飯塚市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第668号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和5年10月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 指定施業要件変更予定森林の所在場所
飯塚市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、飯塚市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第669号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和5年10月24日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和5年10月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
福岡	津和崎線	糸島市新田436番1先から 糸島市新田433番1先まで

福岡県告示第670号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和5年10月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
福岡	県道	宮ノ浦前線	前	糸島市由比513番先から 糸島市由比585番先まで	11.6 ～ 56.3	225.9
			後	糸島市由比513番先から 糸島市由比585番先まで	11.6 ～ 56.3	225.9

福岡県告示第671号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和5年10月24日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和5年10月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
福岡	宮ノ浦前線	糸島市由比513番先から 糸島市由比585番先まで

福岡県告示第672号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

令和5年10月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

新旧事項	売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	変更年月日
新事項	32	福岡市中央区天神二丁目13番1号 株式会社 福岡銀行	福岡市中央区天神二丁目13番1号 本店ほか53店	令和5年 10月16日
旧事項	32	福岡市中央区天神二丁目13番1号 株式会社 福岡銀行	福岡市中央区天神二丁目13番1号 本店ほか55店	

公 告**公告**

福岡県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則案について、令和5年7月28日から令和5年8月28日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、原案のとおり令和5年10月24日に公布しました。

令和5年10月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

問合せ先

保健医療介護部がん感染症疾病対策課難病等助成係

電話：092-643-3267

メールアドレス：shippei@pref.fukuoka.lg.jp

公告

福岡県難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則案について、令和5年7月28日から令和5年8月28日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、原案のとおり令和5年10月24日に公布しました。

令和5年10月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

問合せ先

保健医療介護部がん感染症疾病対策課難病等助成係

電話：092-643-3267

メールアドレス：shippei@pref.fukuoka.lg.jp

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和5年10月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 落札に係る特定役務の名称

福岡県立図書館情報提供システム調達に係る賃貸借等契約

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県立図書館総務企画室

(2) 所在地

福岡市東区箱崎一丁目41番12号

3 落札者を決定した日

令和5年9月4日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

東京センチュリー株式会社

(2) 住所

東京都千代田区神田練堀町3番地

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

122,191,080円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

令和5年7月14日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、豊前市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和5年10月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（MMSによる画像データ・レーザ点群データ計測）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
豊前市の一部	令和5年2月13日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定によ

り、北九州市長野津田土地区画整理組合理事長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和5年10月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類
公共測量（2級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市小倉南区地内	令和5年8月31日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、九州防衛局長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和5年10月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類
公共測量（用地測量、基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
行橋市、築上町	令和5年9月1日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、福津市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和5年10月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類
公共測量（空中写真測量（撮影・同時調整）、写真地図作成）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
福津市、宗像市	令和5年9月29日

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により筑紫野市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部下水道課において公衆の縦覧に供する。

令和5年10月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡広域都市計画下水道（令和5年9月22日筑紫野市告示第169号）

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年10月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
小郡市松崎字高見126番1及び126番4
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
小郡市松崎109番地10
小松 勝彦

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年10月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

古賀市花見東七丁目1925番27及び1925番253から1925番262まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市博多区吉塚本町13番109号

J R九州住宅株式会社

代表取締役 島野 英明

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年10月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和5年9月27日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 みいまちショッピングタウン

(2) 所在地 久留米市御井町字大銃場2233番外

3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
-----	-----

株式会社西友
代表取締役 大久保 恒夫
東京都北区赤羽二丁目1番1号
外2者

株式会社西友
代表取締役 大久保 恒夫
東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番10号
外1者

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年10月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和5年9月27日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 久留米南ショッピングセンター

(2) 所在地 久留米市大善寺町宮本456

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
久留米南ショッピングセンター協同組合 代表理事 池田 幸三郎 久留米市大善寺町宮本456番地	久留米南ショッピングセンター協同組合 代表理事 末安 潤一郎 久留米市大善寺町宮本456番地

4 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
-----	-----

株式会社西友
代表取締役 大久保 恒夫
東京都北区赤羽二丁目1番1号

株式会社西友
代表取締役 大久保 恒夫
東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番10号

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年10月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 届出年月日
令和5年10月3日
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
(1) 名称 MR Rいとしま
(2) 所在地 糸島市高田五丁目23番6号
- 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
未定	ダイレックス株式会社 代表取締役 多田 高志 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚

中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年10月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
(1) 名称 ドラッグストアモリ飯塚秋松店
(2) 所在地 飯塚市秋松字鯉籠15番1外
- 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
住宅地、公共施設等も多く、車通りの多い土地での申請となりますので、交通渋滞、事故発生等には十分留意ください。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年10月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
(1) 名称 (仮称) ラ・ムー西牟田店
(2) 所在地 筑後市大字西牟田字富松4330番2、他3筆
- 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
大規模小売店舗立地法に基づき届出のあった(仮称)ラ・ムー西牟田店の筑後市大字西牟田への出店につきましては、同法の趣旨を踏まえ、周辺地域の生活環境の保持に向けた配慮も認められるため、異存ありません。
なお、出店にあたっては、関係法等を含め協議調整を行った内容を遵守し、特に道路・水路等の公共施設の適正な維持管理、災害時の協力体制の確立、廃棄物等の適正処理、良好な環境のための緑化推進等に配慮され、加えて地域の一員として周辺地域と調和し、良好な相乗効果が生まれるようご尽力いただきますようお願いいたします

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年10月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ホームプラザナフコ筑紫店
- (2) 所在地 筑紫野市筑紫683-2外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

(1) 駐車需要の充足等交通に関する事項について

- ・駐車場の設置について、駐車場法（駐車場法施行令）、及び福岡県福祉のまちづくり条例の基準に適合させてください。
- ・車両が店舗敷地から市道への出口付近の左右の見通しを確保し、安全な出庫に万全を期されてください。
- ・出入口の前面にあたる市道筑紫・原田線については、終日交通量の多い路線であるため、入庫のピーク時に同路線において駐車待ちの行列の発生や周辺交通に支障をきたさないように、敷地内において空きスペースへの円滑な誘導等の対策を講じてください。

(2) 歩行者の通行の利便の確保等について

- ・車両が敷地から市道に出る際は、歩道を通行中の一般歩行者の安全に配慮し、敷地側に一旦停止を促す路面標示及び注意看板の設置等対策を講じてください。
- ・駐車場の出入の際、運転手から駐車場に面する歩道の歩行者を十分に視認できるよう、のぼり旗の設置位置等について配慮してください。

(3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮について

- ・リサイクル可能なものは積極的に資源化し、廃棄物の減量に努めてください。

(4) 防災・防犯対策への協力について

- ・屋外を録画する防犯カメラを設置する場合、公道を一部でも録画範囲に加えるよう、検討してください。
- ・防災に関する適切な措置を講じ、近隣住宅等に影響のないようにしてください。

(5) 騒音の発生に係る事項について

- ・変更後も騒音に関して苦情が発生しないように配慮してください。

(6) 廃棄物に係る事項等について

- ・筑紫野市の条例に基づいた適正な分別を行ってください。
- ・事業系一般廃棄物を収集業者に依頼しクリーンヒル宝満へ搬入する際は、市の一般廃棄物収集運搬許可業者と契約をしてください。

(7) 街並みづくり等への配慮等について

- ・看板等の広告の設置する場合は、福岡県屋外広告物条例に基づき、手続きを行ってください。

(8) その他

- ・敷地内の雨水が道路上に流出しないように対策を講じてください。
- ・変更後も騒音以外（振動・悪臭・低周波音など）についても苦情が発生しないように配慮してください。
- ・苦情が発生した場合は誠意ある対応をしてください。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年10月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 リブホール空港東店
(2) 所在地 糟屋郡志免町大字別府字角石810番16外3筆
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
特になし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年10月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 サンリブ筑後
(2) 所在地 筑後市大字徳久字中牟田251番3外

- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見ございません。

公告

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条の規定に基づき、住宅確保要配慮者居住支援法人を指定したので、同法第41条第1項の規定により次のように公示する。

令和5年10月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

支援法人の名称	支援法人の住所	支援業務を行う事務所の所在地	指 定年月日
社会福祉法人福智町社会福祉協議会	田川郡福智町金田1154番地の2	田川郡福智町金田1154番地の2	令和5年10月6日

公告

令和5年度福岡県県土整備部・建築都市部公共事業再評価検討委員会（第1回）が次のように公開されるので、公告する。

令和5年10月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 日時

令和5年10月31日（火） 午後1時30分

2 会場

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁地下1階 行政1号会議室

3 予定議案

- 道路事業（（主）久留米筑紫野線（北野・大刀洗工区））について
- 道路事業（（国）322号（第2大刀洗バイパス））について
- 道路事業（（主）添田赤池線（赤池2工区））について
- 砂防事業（薬王寺川）について
- 砂防事業（上下方川2）について
- 街路事業（（都）堤上野線（向島工区））について
- 道路事業（（主）久留米柳川線（久留米市工区））について
- 河川事業（釣川（山田川、大井川、樽見川、朝町川））について
- 河川事業（建花寺川）について
- 河川事業（熊添川）について
- 下水道事業（筑後川中流右岸流域）について

4 会議の公開

会議の傍聴を希望する者は、会議当日、会場にて開会30分前から受付を行うので、開会10分前までに申し込むこと。ただし、傍聴席に限りがあるため、申込者が10人を超えた場合は、抽選により傍聴者を決定する。

5 問合せ先

福岡県県土整備部企画課（福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3696）

公告

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定に基づき地域森林計画をたてたいので、同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに、福岡県知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

令和5年10月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 森林計画区の名称

筑後・矢部川森林計画区（大牟田市、久留米市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、小郡市、うきは市、朝倉市、みやま市、朝倉郡、三井郡、三潞郡及び八女郡の各一円）

2 縦覧場所

福岡県農林水産部農山漁村振興課、福岡県朝倉農林事務所及び福岡県筑後農林事務所並びに大牟田市役所、久留米市役所、八女市役所、小郡市役所、うきは市役所、朝倉市役所、みやま市役所、筑前町役場、東峰村役場及び広川町役場

3 縦覧期間

令和5年10月24日から同年11月17日まで

4 意見書の提出先

福岡県農林水産部農山漁村振興課

公告

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき地域森林計画を変更したので、同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画変更計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画変更計画の案に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに、福岡県知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

令和5年10月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 森林計画区の名称

(1) 福岡森林計画区（福岡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、糸島市、那珂川市及び糟屋郡の各一円）

(2) 遠賀川森林計画区（北九州市、直方市、飯塚市、田川市、行橋市、豊前市、中間市、宮若市、嘉麻市、遠賀郡、鞍手郡、嘉穂郡、田川郡、京都郡及び築上郡の各一円）

2 縦覧場所

(1) 福岡地域森林計画の変更計画の案

福岡県農林水産部農山漁村振興課及び福岡県福岡農林事務所並びに福岡市役所、筑紫野市役所、春日市役所、大野城市役所、宗像市役所、太宰府市役所、古賀市役所、福津市役所、糸島市役所、那珂川市役所、宇美町役場、篠栗町役場、志免町役場、須恵町役場、新宮町役場、久山町役場及び粕屋町役場

(2) 遠賀川地域森林計画の変更計画の案

福岡県農林水産部農山漁村振興課、福岡県八幡農林事務所、福岡県飯塚農林事務所及び福岡県行橋農林事務所並びに北九州市役所、直方市役所、飯塚市役所、田川市役所、行橋市役所、豊前市役所、中間市役所、宮若市役所、嘉麻市役所、芦屋町役場、水巻町役場、岡垣町役場、遠賀町役場、小竹町役場、鞍手町役場、桂川町役場、香春町役場、添田町役場、糸田町役場、川崎町役場、大任町役場、赤村役場、福智町役場、苅田町役場、みやこ町役場、上毛町役場及び築上町役場

3 縦覧期間

令和5年10月24日から同年11月17日まで

4 意見書の提出先

福岡県農林水産部農山漁村振興課

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和5年10月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

土地改良区名	認可年月日
小郡土地改良区	令和 5 年 10 月 13 日